

ヤマハ仮想ルーター vRX パブリッククラウド版 利用規約

ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」）は、「ヤマハ仮想ルーター vRX パブリッククラウド版（以下「本ソフトウェア」）」の規約（以下本規約）を以下の通り定めます。本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの使用に関し適用されるものとしします。

第 1 節 総則

第 1 条（用語の定義）

本規約は、以下の用語の意味を、次のとおり定義します。

- (1) 「お客様」とは、本規約に同意し、本ソフトウェアを使用する者のことをいいます。
- (2) 「パブリッククラウド」とは、ヤマハ以外の事業主体によって運営され、お客様に提供されるソフトウェア実行環境をいいます。

第 2 条（本規約の適用）

本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの使用に際し適用されます。

2. 本ソフトウェアの取扱説明書やホームページでの記載は、本規約の一部を構成するものとしします。
3. 本規約の規定と前項の記載の内容が異なる場合、当該書面の内容が優先して適用されるものとしします。
4. お客様は本規約に同意いただいたうえで本ソフトウェアを使用することができます。

第 2 節 使用上のご注意

第 3 条（本ソフトウェア使用時に発生する費用等）

お客様は、パブリッククラウドの使用料、本ソフトウェア使用時に発生するパケット通信費用および作業費用等を負担するものとしします。

2. お客様は、本ソフトウェアを使用するために必要な設備やサービス等を自己の責任において準備するものとしします。ヤマハは、これら設備やサービス等における動作保証およびサポートは一切行わないものとしします。

第 4 条（本ソフトウェアの内容）

本ソフトウェアの内容は、ヤマハが別途定める本ソフトウェアの取扱説明書など本ソフトウェアの仕様書に記載されたとおりとしします。

2. 本ソフトウェアの仕様書に定めのない事項がある場合には、その範囲において本規約が適用され、本規約の内容と本ソフトウェアの仕様書に記載された内容が異なる場合には、本ソフトウェアの仕様書の内容が優先して適用されるものとしします。
3. 本ソフトウェアは、パブリッククラウドの使用が必要です。ヤマハは、パブリッククラウドの提供に関しては、何ら責任を負いません。パブリッククラウドの使用に関しては、そのパブリッククラウドが定める約款に従ってください。
4. ヤマハは、本ソフトウェアの仕様をお客様に事前通知することなく変更することがあります。また、ヤマハは、当該変更によりお客様に生じる損害は、一切責任を負いません。

第 3 節 責任

第 5 条 (禁止事項)

お客様は、本ソフトウェアの使用に際し次の行為を行ってはいけません。

- (1) 本規約に反する行為
- (2) 本ソフトウェアを不正の目的をもって使用する行為、またはその準備を目的とする行為
- (3) 本ソフトウェアに関するヤマハ、または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為また侵害の恐れがある行為
- (4) 本ソフトウェアの第三者への再使用許諾、販売、頒布、賃貸、リース、貸与もしくは譲渡し、特定もしくは不特定多数の者によるアクセスが可能なウェブサイトもしくはサーバー等にアップロードする行為
- (5) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBル、またはその他方法により、本ソフトウェアに基づいた派生的な成果物を作成し、使用（販売、頒布、賃貸、再使用許諾、改変等を含むがそれらに限らない）する行為。ただし、著作権法その他適用される法令によって認められている場合を除く。
- (6) 故意や過失を問わず、上記各項のほか法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為またその違反の恐れがある行為
- (7) その他、ヤマハが、合理的理由において不適切と判断する行為

第 6 条 (責任の制限)

パブリッククラウドを含む、本ソフトウェアは、その性質上、バグや瑕疵、誤動作など、正常に動作しない症状等の不具合を含み得るものとして提供され、ヤマハは、その完全性、正確性、確実性、安全性、有用性、信頼性、無害性等に関していかなる保証も行わないものとします。

2. お客様は、本ソフトウェアの導入および使用についてお客様の自己責任で行うものとし、ヤマハはその完全性や正確性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

3. ヤマハは、ヤマハに故意または重過失がある場合を除き、本ソフトウェアの使用、本ソフトウェアによる情報等の消失ならびにその他関連して発生したお客様および第三者の損害について、いかなる補償も行わないものとします。

4. 前項の定めにかかわらず、お客様が消費者契約法上の消費者に該当する場合、本ソフトウェアの使用に関し、ヤマハが損害賠償責任を負う場合、ヤマハの故意又は重過失を除き、通常発生すると考えられる損害を超える損害については、お客様に対して何ら責任を負わないものとします。

5. ヤマハは、本ソフトウェアの使用について一切のサポート、保証をしません。

6. 本製品は米国特許出願 No. 09/918,615 を優先権主張する特許等（米国特許 8,321,675 等）で保護された実装を含みます。日本国外での使用（日本国外から日本国内のサーバーを遠隔操作する場合を含む）にあたっては、お客様の責任で OCB License (<https://web.cs.ucdavis.edu/~rogaway/ocb/license.htm>) の適用確認または特許権者との交渉を行ってください。

第 7 条 (損害賠償)

お客様は、本ソフトウェアの使用においてお客様の責に帰すべき事由でヤマハに損害を与えた場合、ヤマハが被った一切の損害を賠償するものとします。

2. お客様が、第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、自己の責任と費用でこれを解決し、ヤマハにいかなる責任も負わせないものとします。万一、お客様の責に帰すべき事由によりヤマハが他のお客様や第三者から責任を追及された場合は、お客様はその責任と費用で当該紛争を解決するものとし、ヤマハにいかなる責任をも負わせないものとします。

第 4 節 変更等

第 8 条 (本規約の変更)

ヤマハは、民法第 548 条の 4 の規定により本規約の変更をすることができます。

2. ヤマハは、本規約を変更する場合、変更の内容および効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに、ヤマハウェブサイトにて周知するものとします。
3. 本条第 1 項による規約の変更に同意しないお客様は、ヤマハの定める方法に従い、効力発生日までに本規約を解除することができるものとします。

第 9 条 (本ソフトウェアの提供停止)

ヤマハは、次の各号のいずれかに該当する場合、本ソフトウェアの提供を停止できるものとします。

- (1) パブリッククラウドの提供が中止された場合、または、パブリッククラウドのメンテナンスが実施された場合
 - (2) 技術上または運用上の理由により、本ソフトウェアの提供を停止する必要があると判断した場合
2. ヤマハは、本条に定める本ソフトウェアの提供停止によりお客様に生じた損害について、一切責任を負いません。

第 5 節 契約の終了

第 10 条 (本ソフトウェアの使用終了)

本ソフトウェアの使用は、パブリッククラウドから本ソフトウェアを格納したすべての仮想ハードディスクまたは SSD (これらのスナップショットやアーカイブを含む) を削除したとき、または第 11 条 (ヤマハによる解除) に基づき本ソフトウェアの使用が解除されることにより終了します。

第 11 条 (ヤマハによる解除)

ヤマハは、以下各号に定める事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく本ソフトウェアの使用を即時に解除できるものとします。またお客様が本ソフトウェアを複数使用する場合も、同様に使用しているすべての本ソフトウェアの使用を解除できるものとします。

- (1) お客様が、本規約に反する行為をし、または違反状態に至った場合
- (2) ヤマハが、事由の如何を問わず本ソフトウェアの提供を終了した場合
- (3) その他、ヤマハが、お客様に対し本ソフトウェアの使用を継続するのに不相当であると判断した場合

第 12 条 (本ソフトウェアの使用終了後の措置および残存条項)

本ソフトウェアの使用が終了したのち、お客様は責任をもって本ソフトウェアを破棄するものとします。

2. 本ソフトウェアの使用終了後も、第 5 条 (禁止事項) から第 10 条 (本ソフトウェアの使用終了) および第 12 条 (本ソフトウェアの使用終了後の措置および残存条項) から第 16 条 (合意管轄) の規定は存続します。

第 6 節 一般事項

第 13 条 (権利の帰属)

本ソフトウェアおよびこれに付随する以下の各号に定める一切の権利は、著作権法その他の法律により保護され、ヤマハまたは第三者に帰属するものとします。

- (1) 著作権
- (2) 特許権
- (3) 商標権
- (4) 意匠
- (5) その他、ノウハウ、営業秘密を含む一切の知的財産権

2. ヤマハは、本ソフトウェアと共にまたはその一部として、オープンソースソフトウェア、第三者のプログラム、データファイルおよびそれに関するドキュメンテーション（以下「第三者ソフトウェア等」といいます）を提供する場合があります。第三者ソフトウェア等の取扱いについては、第三者が定める第三者ソフトウェア等に関する使用条件に従い取り扱われるものとします。

第 14 条（譲渡の禁止）

お客様は、本規約に特段の定めが無い限り、本規約に基づく権利義務の一部または全部を、第三者に使用させる行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。

第 15 条（準拠法）

本規約は、抵触法の定めにかかわらず、日本国の法令に準拠し、これにもとづいて解釈されるものとします。

第 16 条（合意管轄）

本ソフトウェアの使用に関連して、万一ヤマハとお客様との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2024 年 10 月 17 日に発効します。

以上
ヤマハ株式会社